

第2次真室川町男女共同参画計画 (案)

令和7年3月
真室川町

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定について | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の期間 | 1 |
| 第3節 計画の位置づけ | 1 |
| 第4節 男女共同参画をめぐる近年の動向 | 2 |
| 第5節 真室川町の現状 | 4 |
| 第2章 真室川町が目指す方向性 | 9 |
| 第1節 基本理念 | 9 |
| 第2節 基本目標 | 9 |
| 第3節 計画の体系 | 10 |
| 第3章 施策の展開 | 11 |
| 第1節 基本目標Ⅰ | 11 |
| 第2節 基本目標Ⅱ | 16 |
| 第3節 基本目標Ⅲ | 21 |
| 第4章 計画の推進 | 28 |
| 第1節 庁内推進体制の強化 | 28 |
| 第2節 住民や関係団体との協働の推進 | 28 |
| 資料編 | 29 |
| ◆「真室川町男女共同参画計画」策定に関わるアンケート結果について | |

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置付けられました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指し、より豊かで活力ある社会を気づくために必要不可欠なものです。

本町においては、一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合いながら、共に協力し活躍する地域づくりを推進し、住民一人ひとりが、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現を目的として、令和2年に「真室川町男女共同参画計画」を策定し施策の推進に取り組みました。

しかし、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画推進、管理職等への女性の登用促進などが課題として残りました。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスからDV（配偶者等からの暴力）増加や深刻化、女性への家事・育児・介護等の負担の集中など、新たな問題も顕在化しました。

このような中、令和6年度に第1次計画の計画期間が終了することから、町民意識調査の結果を踏まえ、本町における様々な問題点を明らかにしながら、解決するための施策の方向性を定めた行動計画として、「第2次真室川町男女共同参画計画」を策定します。

第2節 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3節 計画の位置づけ

- 1 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画推進計画を参考とし、本町における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。
- 2 本計画は、第6次真室川町総合計画及びその他関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画分野を補完する個別計画です。
- 3 本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 4 本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 5 本計画の一部は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第7条の第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

第4節 男女共同参画をめぐる近年の動向

(1) 社会情勢の変化

①SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国際総会で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟193か国の全会一致で採択されました。そのアジェンダ（行動指針）で平成28年から令和12年までの15年間の行動目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が掲げられています。17の目標と169のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念をもっています。

この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。また、17の目標の1つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が含まれています。

②新型コロナウイルス感染拡大の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中で男女共同参画に関する様々な課題が顕在化しました。感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、女性の非正規雇用の状況及びサービス業従事者等の収入への深刻な影響、生活不安やストレスによるDV（配偶者等からの暴力）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者増加など、女性の生活に大きな影響を及ぼしました。

その一方で、感染拡大防止をきっかけにテレワークや在宅勤務等の導入によって多様な働き方の普及や社会全体のDX化の急速な進展も見られています。

③ジェンダー・ギャップ（GGI）

各国の男女格差を測る指標の一つとなっている「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが毎年公開しており、経済・教育・健康・政治の4分野のデータを基に算出されます。

「ジェンダー・ギャップ指数2024」では、日本の順位は146か国中118位で、令和5年の146か国中125位から前進しました。要因として令和5年9月の内閣改造で、女性閣僚が過去最多に並ぶ5人になったことがあげられます。

(2) 国の動き

国では、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどが基本原則に定められました。また、令和3年の改正では、政党などにおける男女の候補者数の目標などが設定されるとともに国・地方公共団体におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどへの対応強化が示されました。令和元年には、各種関連法が改正され、事業主へのパワー・ハラスメント防止対策の法制化やハラスメント防止対策の強化などが示されました。令和3年には「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常時雇用労働者数人301人以上から同101人以上の企業へ拡大）が示されました。さらに、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、SDGsの位置づけが示されるとともに、指導的地位に占める女性の割合が可能な限り早期に30%程度となるよう取組みを進めるとされています。

(3) 県の動き

山形県では男女が性別にかかわらず個人として尊重され、共に助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を作り出していく社会を目指して、平成14年に制定した「山形県男女共同参画推進条例」に基づき、「山形県男女共同参画計画」を策定し、県民事業者及び行政が連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、女性活躍の推進に向けて、令和2年から山形でキャリアアップしたい女性を後押しすることを目的とした「ビジネスウーマン交流会」や女性をはじめ、誰もが働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりに向けた「ウーマノミクスで経済活性化塾」を開講するなどの取組みも展開されています。さらに、若者や女性を取り巻く現状やニーズを把握するため、令和3年に「オンライン100人女子会プロジェクト」を行いました。

さらに、多様性を認め合い、誰もが生きづらさを抱えることなく個性や能力を十分に発揮できる社会づくりに向けた「多様性が尊重される社会づくり推進セミナー」を開催するとともに、性的マイノリティのカップルが互いの人生において、協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓する「山形県パートナーシップ制度」を開始しました。

令和6年に女性に多い非正規雇用者に係る環境悪化やDV・性暴力被害など女性への影響がさらに深刻になっていることを危惧し、幅広く女性からの相談を受け止め、支援対象者と寄り添いつながり続ける支援を実施することにより、困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らすことができる社会の実現のため、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定しました。

第5節 真室川町の現状

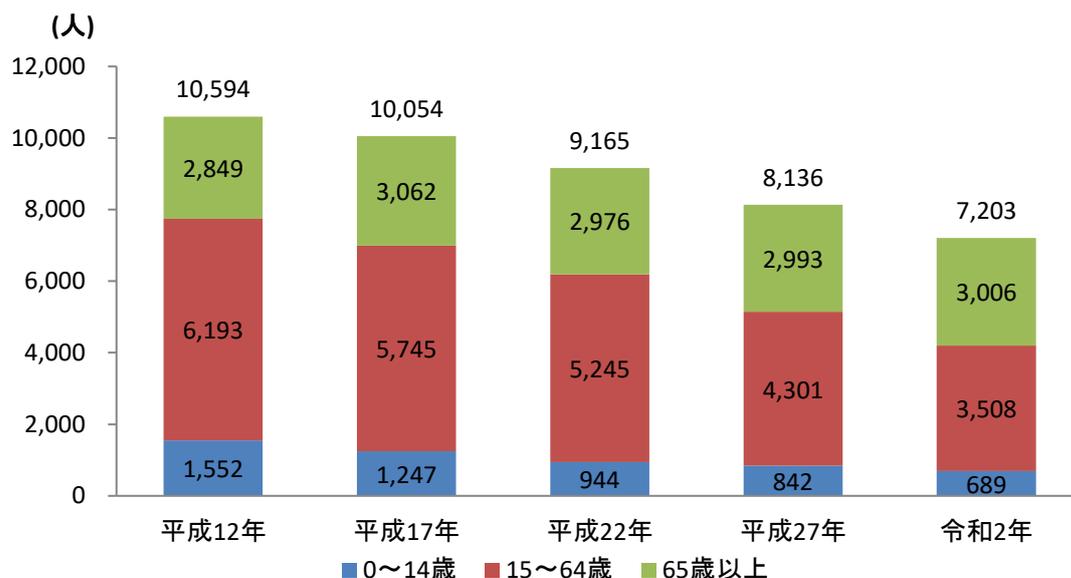
1 統計からみる真室川町の現状

(1) 人口の推移

総人口を見ると、年々減少傾向にあり、令和2年では7,023人となっています。

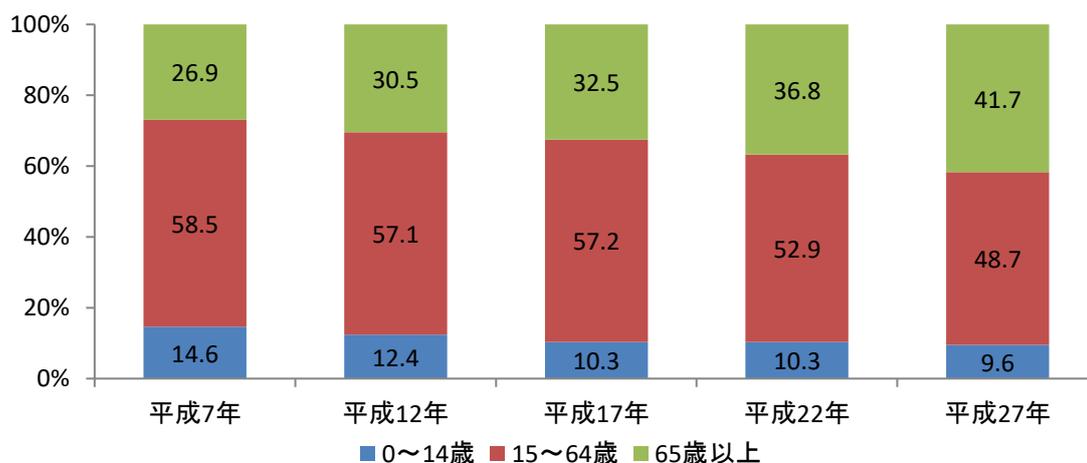
年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の割合が増加する一方、0～14歳、15～64歳の割合が減少しており、令和2年における65歳以上の割合は41.7%となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

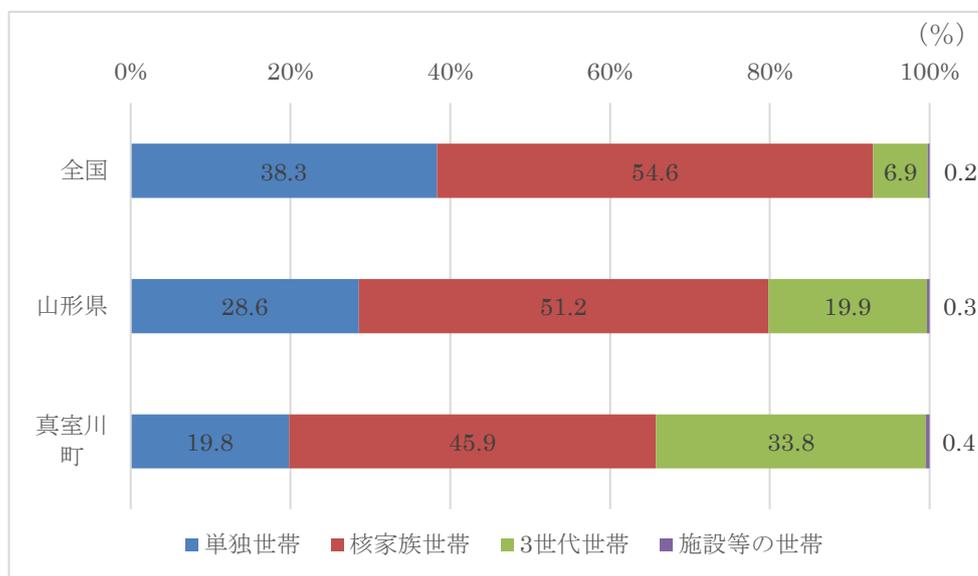


資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

世帯構成をみると、全国・山形県より単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。

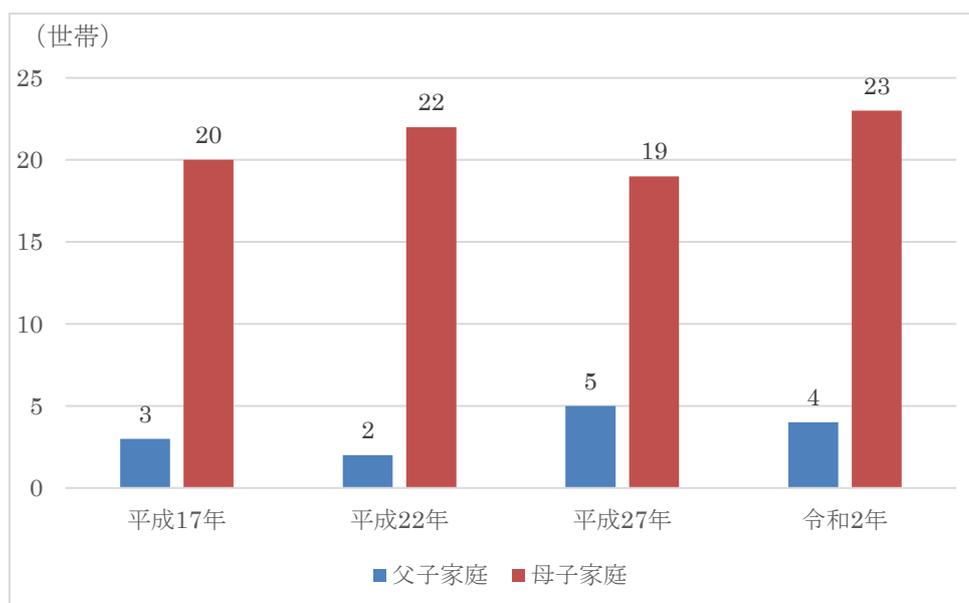
■世帯構成（令和2年）



資料：国勢調査

ひとり親世帯をみると、父子世帯、母子世帯ともに増減を繰り返しています。また、父子世帯に比べ、母子世帯が多くなっています。

■ひとり親世帯の推移

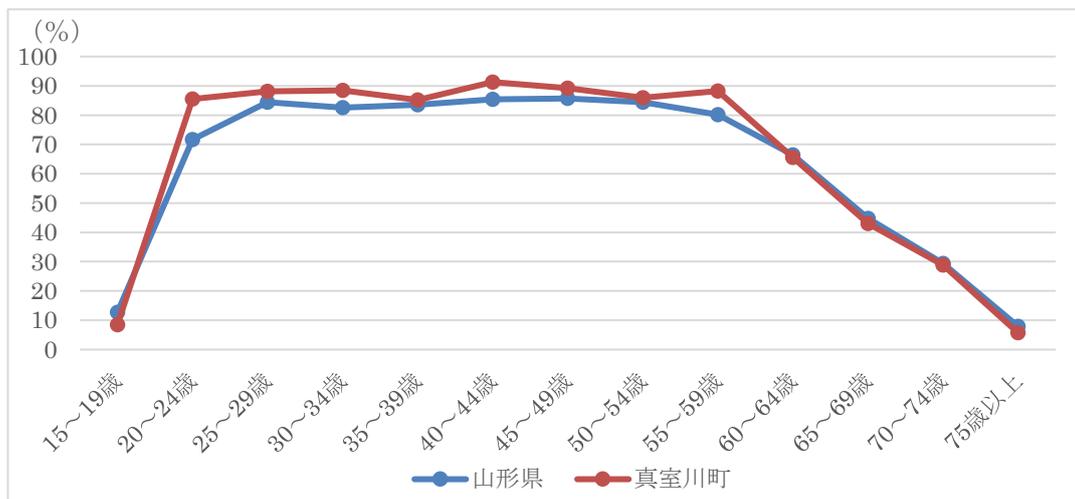


資料：国勢調査

(3) 女性の就業率

女性の5歳階級別就業率をみると、山形県の実績に比べ、全体的に高くなっており、特に20代の就業率が県内市町村平均より大きく上回っています。

■女性の5歳階級別就業率(令和2年)

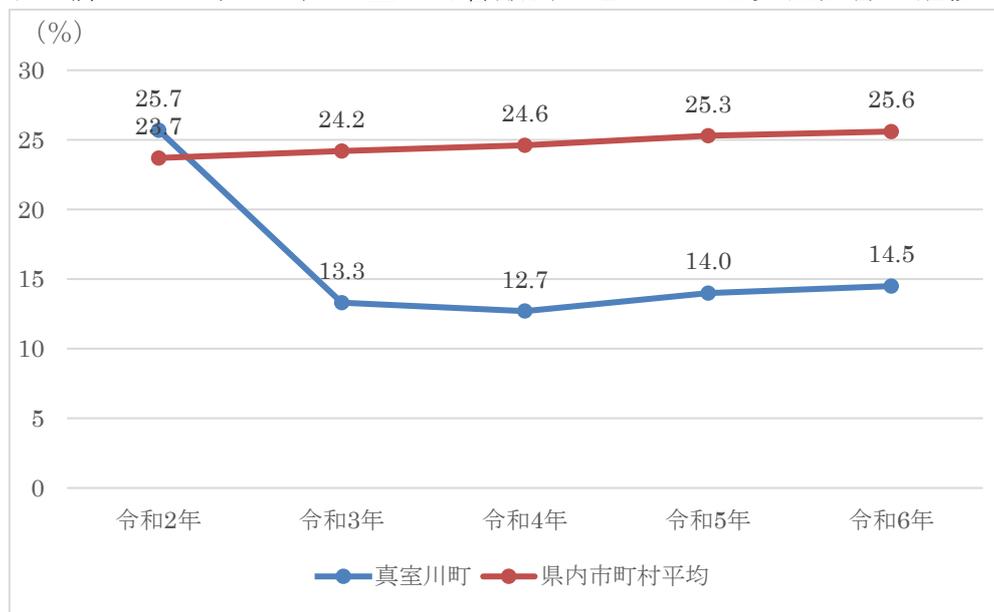


資料：国勢調査

(4) 政策・方針決定の場への女性の参画状況

県内市町村平均と比較すると、令和3年以降、県内市町村平均を下回っており、令和6年では14.5%となっています。

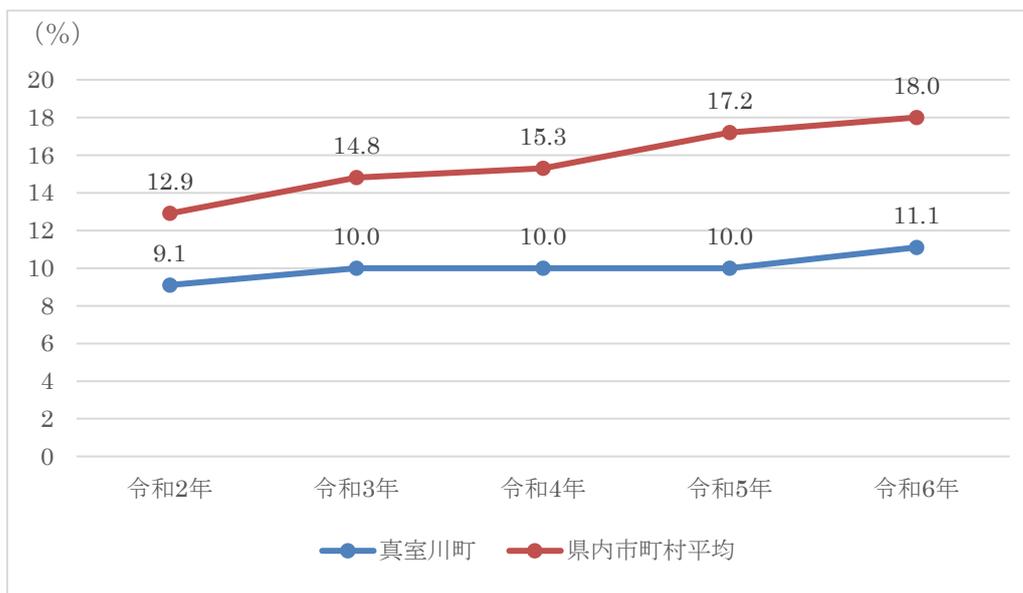
■地方自治法（第202条の3）に基づく審議会などにおける女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

町職員に占める女性管理職割合をみると、年々増加傾向にあるものの、全ての年で県内市町村平均より下回っており、令和6年は11.1%となっています。

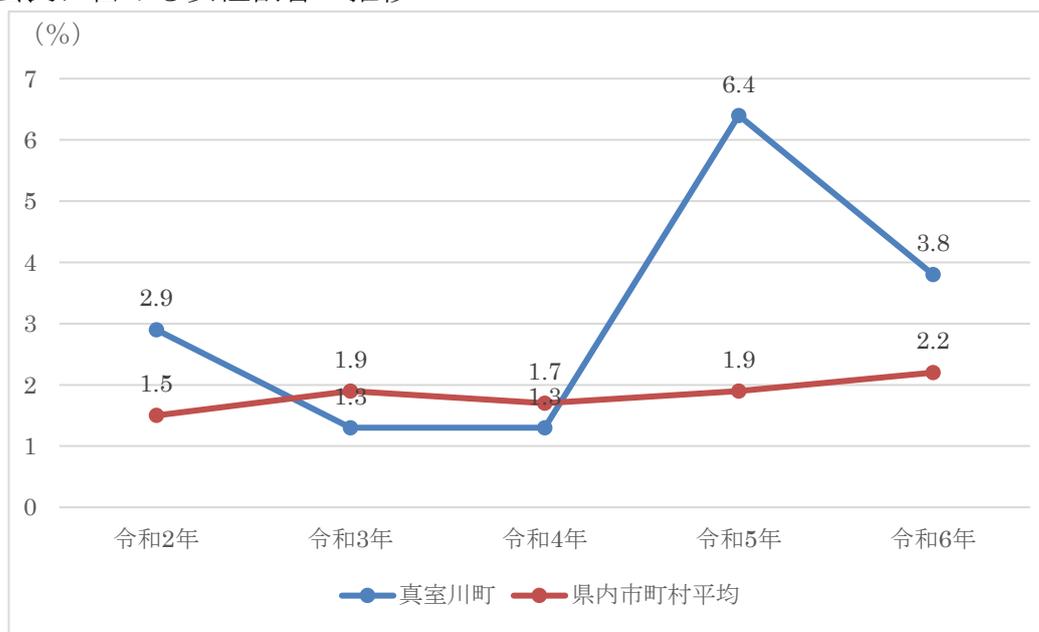
■町職員に占める女性管理職割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

自治会長に占める女性割合をみると、令和3年に県内市町村平均を下回りましたが、令和5年で県内市町村平均を上回り、令和6年は3.8%と県内市町村平均より高くなっています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

2 第2次計画の評価検証

第1次計画において、8項目の指標を設定しました。それらの達成状況は以下の通りです。

【評価項目】

- A…目標達成 B…策定時より改善するも、目標値には達せず
C…目標値に達せず、策定時より悪化している

| | 目標指標 | 計画策定時値 (令和2年度) | 目標値 (令和6年度) | 現状値 (令和6年度) | 評価 |
|-------|---|-------------------|----------------|----------------|----|
| 基本目標1 | 法律や制度上で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査） | 30.0% | 35.0% | 34.0% | B |
| | 審議会などにおける女性委員の割合 | 20.0% | 25.0% | 14.5% | C |
| | 女性を含む審議会などの割合 | 85.0% | 90.0% | 100% | A |
| 基本目標2 | 家庭の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査） | 23.0% | 28.0% | 24.0% | B |
| | 職場(学校)のなかで男女が平等であると答える人の割合 | 38.0% | 43.0% | 45.0% | A |
| 基本目標3 | 地域の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査） | 31.0% | 36.0% | 35.0% | B |
| | 区長会における女性の人数 | 2.9% | 6.6% | 3.8% | B |
| | DVについて「被害の経験がある」「相談を受けたことがある」と答える人の割合（住民意識調査） | 11.0% | 6.0% | 9.8% | B |

【目標指標の検証】

- 8項目のうち、目標値を達成した項目が2項目（25.0%）、策定時より数値は改善しているものの、目標値には届かなかった項目が5項目（62.5%）、策定時より数値が悪化している項目が1項目（12.5%）となっています。
- 全体的に数値の改善がみられており、女性を含む審議会などの割合においては100%を達成しています。

第2章 真室川町が目指す方向性

第1節 基本理念

男女共同参画社会とは男女共同参画社会基本法で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本計画においても、住民一人ひとりが、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現に向けて、施策を推進していきます。

第2節 基本目標

1 男女共同参画を推進する社会づくり

性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあるものの、実態はまだ固定的な役割分担が根強く残っており、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する大きな要因となっています。男女共同参画社会を実現するためには、実態の変化につながるような意識を促すことが重要となります。

そのために、男女共同参画に関する多様な学習や交流機会の充実、学校教育における男女共同参画について理解し実践できる教育や、家庭学習の推進など、様々な情報・知識や学習機会を提供し、男女共同参画社会を築くための意識づくりを目指します。

2 男女がともに活躍できる環境づくり

家庭を大切にしながら、個人の能力を活かす、生活と仕事の調和がとれた豊かな生活を送れる社会の実現を目指します。

そのために、こどもを安心して産み育てることができる子育て支援を充実し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。また、性別にかかわらず個性と能力を生かすことができる就労を支援するとともに、男女共に働きやすい雇用環境の整備を進め、男女がともに活躍できる環境づくりを進めます。

3 いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。

そのために、生涯にわたって健康で生き生きと生活できるように健康づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者も安心して暮らせるための支援サービスの充実を図ります。

また、男女がともに地域活動に参画し、相互に助け合うことができる地域社会の形成を目指します。

また、立場の弱いこどもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防ぐために、暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者支援と問題の早期発見、早期対応ができる体制づくりなど、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりを目指します。

第3節 計画の体系

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の展開 |
|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する社会づくり | 基本方針1 人権・男女共同参画の意識啓発 | (1)男女共同参画に関する意識の普及 (2)人権と性の尊重意識の醸成 |
| | 基本方針2 男女共同参画に関する学習の推進 | (1)教育・学習の機会の充実 (2)学校教育などにおける男女共同参画の推進 (3)家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動 |
| | 基本方針3 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進 | (1)行政における意思決定の場への女性の参画推進 (2)企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進 |
| 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり | 基本方針1 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備 | (1)子育て・介護支援などの充実 (2)就労・能力開発の支援 |
| | 基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの推進 | (1)男女の雇用機会均等と待遇の確保 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備 |
| 基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり | 基本方針1 地域活動への男女共同参画の推進 | (1)地域づくりにおける男女共同参画の推進 (2)防災・災害復興における男女共同参画の推進 |
| | 基本方針2 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり | (1)ライフステージに応じた健康づくり支援 (2)困難を抱える人が安心して暮らせる基盤づくり |
| | 基本方針3 あらゆる暴力を根絶する仕組みづくり | (1)暴力を許さない社会づくり (2)相談支援体制の充実 |

第3章 施策の展開

第1節 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を推進する社会づくり

1 基本方針1 人権・男女共同参画の意識啓発

(1) 男女共同参画に関する意識の普及

男女共同参画を阻害する役割分担意識や慣行が見直されるように、様々な方法で男女共同参画の重要性について啓発を進めます。

また、効果的な啓発を進めるために、男女共同参画の進捗状況の把握や関係資料・情報の収集・提供に努めます。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|---|--------------|
| 1 | 性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発 | ○固定的な役割分担意識やアンコンシャスバイアス、男女共同参画を阻害する制度、慣習等が解消されるように、国・県・町の情報媒体を活用して広報・啓発に努めます。 | 企画課 |
| 2 | 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供 | ○意識調査を定期的に行い、住民の意識・実態の変化を経年的に把握し、その結果に基づいた施策の展開を図ります。 ○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、広報誌等で住民への情報提供に努めます。 | 企画課 |
| 3 | メディア・リテラシーの向上のための支援 | ○学校教育や生涯学習の機会を通じて、メディア・リテラシー向上のための学習機会を提供します。また、県の関連事業の情報を提供して、参加・活用を促します。 | 企画課 教育委員会 |

(2) 人権と性の尊重意識の醸成

性に関する正しい知識の教育や普及を行うとともに、性の多様性や文化的背景が異なる人々への理解を深め、多様性を尊重するまちづくりに向けた取組みを進めます。

| N o | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|-----|--------------|--|---------------------|
| 4 | 人権意識の向上 | ○学習会や講演会、人権フォーラムの開催などを通じた啓発活動を実施し、人権問題に対する住民一人ひとりの理解を深め、人権意識の向上に努めます。 | 企画課 町民課 教育委員会 |
| 5 | 性の多様性への理解の促進 | ○多様な性的指向・性自認に関する理解や性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている人々に対する理解が進むよう、意識の普及や情報の提供を行います。 | 福祉課 教育課 |
| 6 | 性に関する意思の尊重 | ○避妊や性感染症に関する知識、性に関する正しい情報や医学的知識が習得できるように、学校教育の中で学習機会を設けます。 | 福祉課 教育課 |

2 基本方針2 男女共同参画に関する学習の推進

(1) 教育・学習の機会の充実

男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様な学習や住民の交流の機会充実に努めます。

| N o | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|---------------------|
| 7 | 男女共同参画に関する講演会・講座等の学習機会の充実 | ○男女共同参画に関する講演会や講座を開催するにあたって、幅広い人が参加できるよう、テーマ設定や対象者の設定に配慮します。 ○県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどに参加を呼び掛けます。 | 企画課 教育委員会 福祉課 |
| 8 | 学習グループの育成・活動支援 | ○男女共同参画の取組みが進むよう、学習の機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ○自主的な活動を通じて、地域で男女共同参画を推進する人材を育成します。 | 企画課 |

(2) 学校教育などにおける男女共同参画の推進

学校などにおける教育活動を通して、児童生徒が男女共同参画について理解し実践できるように、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない教育を推進します。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|---|-------|
| 9 | 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの成長段階に応じた保育・教育を推進します。 ○自己のあり方、生き方、働き方、家庭生活や社会参画について、こどもたちが自ら考える機会を提供します。 ○男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育、性教育、性暴力防止教育などの機会を提供します。 | 教育委員会 |
| 10 | 教育関係者、保護者への研修の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育や保育に携わる教職員をはじめとする関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう、体系的な研修を開催します。 ○学校行事やPTA活動を通じ、保護者や地域の人に対する男女共同参画の理念の普及に努めます。 | 教育委員会 |

(3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動

家庭教育のあり方は、こどもの成長に大きな影響を与えることから、さまざまな機会をとらえて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|-----------------|---|-------|
| 11 | 家庭教育のための学習機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための学習機会を充実させます。 | 教育委員会 |
| 12 | 仕事と子育ての両立の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○仕事と子育ての両立を支援するための児童に対する事業の広報・啓発に努めます。 ○家庭における男女共同参画を推進するための事業啓発、施策を推進します。 | 福祉課 |

3 基本方針3 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進

(1) 行政における意思決定の場への女性の参画推進

各施策の男女共同参画の視点が反映されるように、女性の採用、管理職などへの登用を進めるとともに、男女が共に働きやすい職場づくりを進めます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|--------------------|--|-----|
| 13 | 審議会などの委員への女性の参画推進 | ○女性委員の登用をさらに進めるために、審議会委員などの選出方法の見直しを行い女性委員比率の向上を目指します。 | 総務課 |
| 14 | 行政の管理職への女性の登用 | ○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を踏まえ、女性の昇任、管理職への登用や職域拡大を図ります。 ○人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、町内における男女共同参画の推進を図ります。 | 総務課 |
| 15 | 男女共同参画の視点に立った職場づくり | ○ワーク・ライフ・バランス、メンタルヘルスの研修などを実施するなど、男女が共に働きやすい職場づくりを推進します。 | 総務課 |
| 16 | 職員研修などの実施 | ○職員の能力が十分発揮できるように、ステップアップ研修、能力向上研修など、計画的な研修を実施します。 | 総務課 |

(2) 企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進

企業や地域団体などに対して、女性の参画推進の重要性・必要性について理解を得るため、必要な情報提供や相談の充実に努めます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|-----|
| 17 | 企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進 | ○町内事業者の方針決定の場へ女性の意見が反映されるよう、女性職員の管理・監督職への登用を働きかけます。 | 企画課 |

目標指標

<基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を推進する社会づくり>

| 指 標 | 現 状 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|---------------------------------|----------------|-----------------|-----|
| 法律や制度上で男女が平等であると答えた人の割合（住民意識調査） | 34.0% | 40.0% | 企画課 |
| 審議会などにおける女性委員の割合 | 14.5% | 20.0% | 総務課 |
| 女性を含む審議会などの割合 | 100.0% | 100.0% | 総務課 |

第2節 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

1 基本方針1 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備

(1) 子育て・介護支援などの充実

子育てや介護に対する不安や負担を感じている方に対し、子育てしながら安心して働くことができるように、保育サービスの充実や子育て支援の充実など、多様な子育てニーズに対応できる支援体制の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人の介護を担う人が安心して働き続けることができるよう、地域包括ケアシステムを強化します。日ごろから介護保険制度などの情報提供を行い、実際に介護が必要になった場合に適切なサービスが利用できるよう、サービスの質の向上を図ります。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|--------------|--|--------------|
| 18 | 多様な保育サービスの充実 | ○保育所での入所待機児童ゼロを今後も維持していくために、乳児保育、一時保育、延長保育、病児保育など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 19 | 学童保育の充実 | ○親の就労形態の変化などにより、増加傾向にある学童の利用者に対応するために、学童運営体制の拡充を図ります。 | 教育委員会 |
| 20 | ひとり親家庭への支援 | ○ひとり親家庭の経済的負担を軽減する支援を行います。 ○国、県のひとり親家庭に対する支援制度に関する情報提供に努め、制度の効果的活用を図ります。 | 教育委員会 福祉課 |

| | | | |
|-----|---------------------|---|--------------|
| 2 1 | 子育て支援の充実 | <p>○子育て支援の拠点である「地域子育て支援センター」での相談支援を継続的に実施するとともに、地域住民の協力を得ながら育児やこどもの遊び・体験のサポートの充実、相談・学習機会の充実などを図ります。</p> <p>○子育て支援センターを利用する保護者による自主的な活動を支援して、保護者同士で相談し合う関係づくりを進めます。</p> <p>○乳幼児を対象とした育児相談を実施するとともに、支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言などを積極的にを行います。</p> | 教育委員会 福祉課 |
| 2 2 | 介護保険サービスなどの質の向上 | <p>○介護サービス事業が適性に運営できるよう、介護相談員活動を拡充し、介護施設と連携して、サービス向上のための情報共有を図り、質の高いケアを目指します。</p> | 福祉課 |
| 2 3 | 家族の在宅介護の負担軽減 | <p>○地域包括支援センターを中心に高齢者をはじめ、障がい者、子育て、健康、生活困窮など、総合的な相談窓口として支援に取り組みます。</p> <p>○必要なサービスを適切に運営できるよう制度内容や各種のサービスの情報提供を行います。</p> <p>○介護教室の開催、介護者の交流の場づくり、男性介護者への支援など、介護者の不安を解消する取り組みを進めます。</p> | 福祉課 |
| 2 4 | 高齢者・障がい者を支える介護環境の整備 | <p>○介護保険制度の普及・啓発及び福祉サービスの情報提供を実施します。</p> <p>○障害者総合支援法の障がい福祉サービス利用を促進し、本人や擁護者を支援します。</p> | 福祉課 |

(2) 就労・能力開発の支援

労働意欲のある女性や出産・育児などで離職した女性の就労を支援するために、相談機会や情報提供の充実、キャリアアップにつながる支援の充実などを図ります。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|------------|
| 25 | 女性の就労や再就職を支援するための情報提供 | ○県の男女共同参画センターなど関係機関と連携し、女性の就労ニーズに応じた各種セミナーや研修会などを開催します。 ○女性の就労に関する相談・啓発・情報提供を、山形職業能力開発促進センターなどの関係機関と連携して推進します。 | 総務課 企画課 |
| 26 | 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供 | ○女性の企業やキャリアアップにつながるような研修や職場実習、相談、情報提供などを関係機関と連携して取組み、女性のチャレンジ支援を進めます。 | 企画課 |

1 基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女の雇用機会均等と待遇の確保

実質的な男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう事業者などに働きかけます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|------------|
| 27 | 男女雇用機会均等法などの周知 | ○関係機関と連携し、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現を目指します。 | 総務課 企画課 |
| 28 | 労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供 | ○関係機関と連携し、労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めます。 | 企画課 |

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備

職場において、仕事と生活の調和が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業などに働きかけます。

また、男性の育児休暇制度の利用促進など、男性が子育てに参加しやすくなる環境づくりを働きかけます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-----|
| 29 | 企業などとの協働による啓発活動の推進 | ○広報誌やパンフレット等を活用して、ワーク・ライフ・バランスについての考え方を周知します。 ○県の男女共同参画センターなど関係機関と連携し、企業向けの各種セミナーや研修会等を開催します。 | 企画課 |
| 30 | 就業条件と環境の整備の働きかけ | ○テレワークの導入や時短勤務など多様な働き方の促進やワーク・ライフ・バランスの実現と働きやすい職場づくりに向けて、関係機関と連携し、多様な働き方が選択できるような雇用制度の整備や各種セミナーや研修会などを開催します。 | 企画課 |
| 31 | 男性の育児・介護休暇制度の利用促進の啓発 | ○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して男性の育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 | 企画課 |

| | | | |
|----|---------------|-------------------------------------|-----|
| 32 | 子育てに参加する男性の応援 | ○関係機関と連携して、企業含めて男性の育児参加の機運の醸成を図ります。 | 企画課 |
|----|---------------|-------------------------------------|-----|

目標指標

<基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり>

| 指 標 | 現 状 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|-------------------------------|----------------|-----------------|-----|
| 家庭の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査） | 24.0% | 30.0% | 企画課 |
| 職場の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査） | 45.0% | 50.0% | 企画課 |

第3節 基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

1 基本方針1 地域活動への男女共同参画の推進

(1) 地域づくりにおける男女共同参画の推進

男女がともに参画し、相互に助け合うことができる地域社会を形成するために、住民活動の支援や地域組織への女性の参画の働きかけを進めます。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|------------------|--|------------|
| 33 | 住民活動の支援、住民活動との協働 | ○自治会などが行う地域をよりよくしていこうとする活動を支援する『地域づくり活動支援事業』の活用を推進し、地域のつながりを強化するとともに、男女がともに共同できる地域での体制づくりを推進します。 | 企画課 町民課 |
| 34 | 地域課題への女性の参画 | ○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう、女性役員の就任などを促す仕組みを検討するとともに、女性の人材育成を推進します。 | 総務課 町民課 |

(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

避難所運営などの地域防災活動において女性の視点が反映されるように取り組むとともに、防災活動への女性の参画を促進し、地域防災力の向上を図ります。

| No | 具体的施策 | 内 容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|------------|
| 35 | 防災知識の普及 | ○男女共同参画の視点を入れた地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。 | 総務課 |
| 36 | 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 | ○地域防災の要となる自主防災組織・消防団などにおいて、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。 | 総務課 町民課 |

2 基本方針2 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり

(1) ライフステージに応じた健康づくりの支援

男女の生涯にわたり心身ともに健康で幸せに暮らし続けるため、自分の健康は自分で守ることを基本に、家族、地域の絆を深め、住民一人ひとりが主体的にライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、地域のつながりを生かした健康づくりを推進します。また、性に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、安心して妊娠・出産できるように支援の充実を図ります。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|-----|
| 37 | 早期発見、発症予防と重症化予防による健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○健（検）診受診や保健指導、健康相談を通じて、自身の健康管理や生活習慣の改善・継続に取り組みを促し、健康寿命の延伸を図ります。 ○ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知症を予防する事業を推進します。 | 福祉課 |
| 38 | 妊娠・出産に関する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種乳幼児健診を活用し、こどもの成長や発達、生活、育児状況などを把握するとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の充実を図ります。 ○総合的な母子保健対策を推進するとともに、妊娠期から乳児期までの途切れない支援を実施するために、子育て支援関係機関との連携強化を行います。 ○子育てに関する教室・サロンなどへの父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。 | 福祉課 |

| | | | |
|----|------------------|--|------------|
| 39 | ライフステージに応じた健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○性についての学習など、学校における思春期の対策を検討し進めます。 ○エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 ○乳児期から高齢期までの、各世代のライフステージに応じた健康管理、運動、歯・口腔の健康、こころの健康に関する事業に取り組めます。 ○受動喫煙を防止し、禁煙、適正量の飲酒、適切な生活習慣の実践による心身の健康づくりを推進します。 ○薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。 | 教育課 福祉課 |
| 40 | 地域の力を活かした健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○地区単位の活動やいきいきサロンを推進し、住民同士のコミュニケーションの機会を増やし健康意識の醸成を図ります。 ○関係機関と連携した地域の健康づくりに取り組めます。 | 福祉課 |

(2) 困難を抱える人が安心して暮らせる基盤づくり

地域住民などが助け合い、支えながら、困難を抱える人が自分らしく地域で安心して暮らせるよう、その生活を支援する福祉サービスなどの充実を図ります。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|------------|
| 4 1 | 地域の支え合いと暮らしを支える相談支援体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合い活動を促進するために、活動の拠点となる居場所を設置し、ボランティアや生活支援サポーターの育成及び活動を支援します。 ○認知症の正しい理解を深め、地域で認知症の人とその家族を見守る「認知症サポーター」の要請を促進します。 ○認知症や障がいのある人など、権利擁護の必要な人に対応する体制強化を図ります。 | 福祉課 |
| 4 2 | 生きがい対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人が生きがいをもって生活が送れるよう、学習や体力づくりに取組める講座・スポーツ・交流の場の充実を図ります。 ○高齢者の健康の保持・増進を図り、要介護状態にならないようにするために、介護予防サロン等の活動を促進します。 ○認知症の人、障がいのある人、介護を受けている人やその家族、誰でも自由に集える「居場所」の充実を図ります。 | 教育課 福祉課 |
| 4 3 | 高齢者や障がいのある人の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が、いきいきと働けるよう、シルバー人材センターの拡充や、多様な働き方で高齢者が活躍できる場を確保します。 ○障がい者の就労・雇用の促進を図るために、障がい者の就労体験、あらゆる就労の場の提供に関する情報提供など、就労しやすい環境づくりを進めます。 | 福祉課 |
| 4 4 | 福祉サービスの情報提供などの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口や各種広報媒体を活用して、ニーズに合わせて必要な情報提供を実施します。 | 福祉課 |

3 基本方針3 あらゆる暴力を根絶する仕組みづくり

(1) 暴力を許さない社会づくり

さまざまな形態で存在する暴力を許さないという意識の浸透を図るために、啓発や情報提供を図るとともに、関係機関と連携して被害者の支援体制を構築します。また、あらゆるハラスメントが人権侵害である意識を定着させるために、その防止に向けた啓発を図ります。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|------------------|--|-------------------|
| 45 | DV(デートDV含む)対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させるため、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)や「ストーカー規制法」などの周知に努めます。 ○配偶者などからの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を入手できるように周知を図ります。 ○被害者の負担軽減や安全に配慮しながら、必要な手続きを行うように関係機関との連携を強化します。 | 企画課 町民課 福祉課 |
| 46 | あらゆるハラスメント対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのあらゆるハラスメントが人権侵害という意識を定着させるために、関係機関と連携して啓発活動を行います。 | 企画課 町民課 福祉課 |

(2) 相談支援体制の充実

関係機関と連携して、被害にあった人が相談しやすい体制を充実するとともに、こどもの虐待の早期発見、早期対応ができる取組みを推進します。

| No | 具体的施策 | 内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|-------------------|
| 47 | 相談支援体制の充実 | ○DV、子どもや高齢者・障がい者の虐待など、権利擁護について人権擁護委員と協力し、相談内容に応じて適切に関係機関へつなげます。 | 企画課 町民課 福祉課 |
| 48 | 虐待防止ネットワーク会議の推進 | ○「高齢者虐待防止ネットワーク会議」、学校、保育所、児童相談所、駐在所、医療機関、地域の福祉事業所などの関係機関と連携を強化し、情報共有や必要な支援を行います。 | 福祉課 |
| 49 | 命を支える自殺対策の推進 | ○関連する各種施策との連動性を高め、適切な支援を受けられるよう、地域におけるネットワークを強化し、自殺対策を総合的に推進します。 ○「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組みに加え、自己肯定感や信頼できる人間関係など「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組みを促進し、自殺リスクを低下させます。 | 福祉課 |

目標指標

<基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり>

| 指 標 | 現 状 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|--|----------------------|----------------------|-----|
| 地域の中で男女が平等であると答えた人の割合（住民意識調査） | 35.0% | 40.0% | 企画課 |
| 区長会における女性の人数 | 78 地区中 3 人 (3.8%) | 78 地区中 6 人 (7.7%) | 町民課 |
| DVについて「被害の経験がある」「相談を受けたことがある」と答える人の割合（住民意識調査） | 10.2% | 5.0% | 福祉課 |
| DV相談窓口について「相談窓口として知っているところはない」と答える人の割合（住民意識調査） | 22.7% | 17.0% | 企画課 |

第4章 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内関係部局で連携の強化を図り、住民、地域活動団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取組みます。

第1節 庁内推進体制の強化

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行うことができるよう、推進体制の構築・充実を図ります。
- 真室川町の関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。
また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

第2節 住民や関係団体との協働の推進

- 住民参加による男女共同参画推進計画の進捗状況確認と検証などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。
- 国・県および関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

「第2次真室川町男女共同参画計画」策定に関わるアンケート結果について

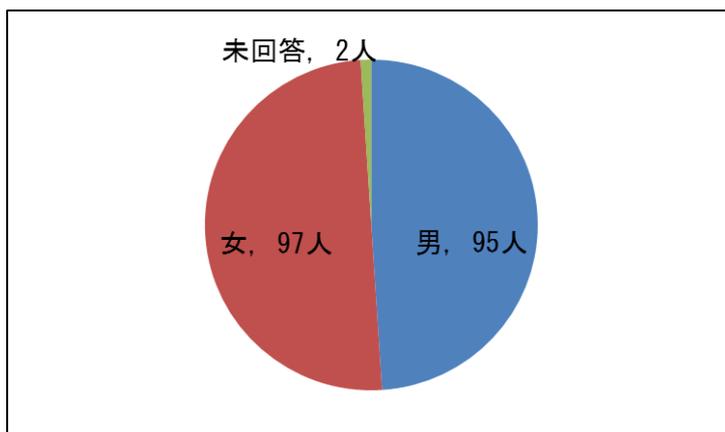
(1) 調査の概要

第2次真室川町男女共同参画基本計画の策定にあたり、町民の「男女共同参画に関する意識や実態」を把握するためにアンケートを実施しました。

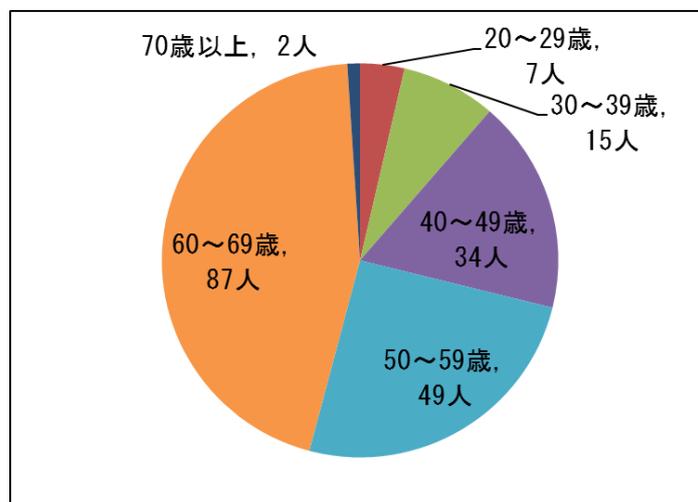
| | |
|------|--|
| 調査対象 | 真室川町に住民登録している18歳以上70歳未満の男女500人（男女比1：1） |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配付・回収 |
| 実施期間 | 令和7年1月20日（月）～令和7年2月7日（金） |
| 配布数 | 500票 |
| 回収数 | 194票 |
| 回収率 | 38.8% |

(2) 回答者プロフィール

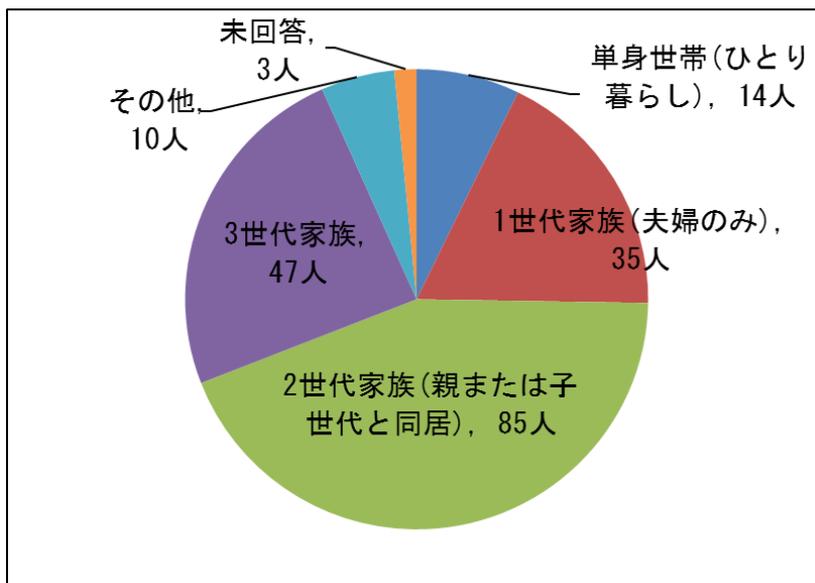
□性別



□年齢



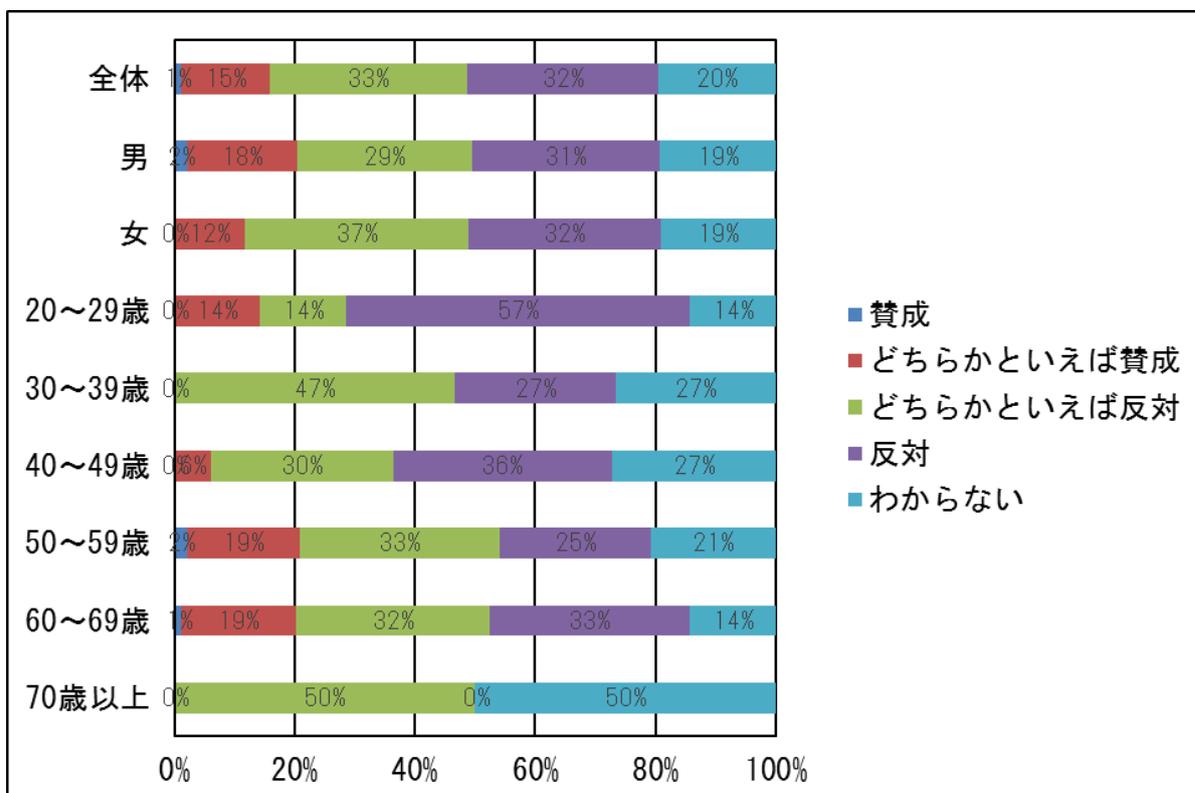
□ 家族構成



(3) 結果概要

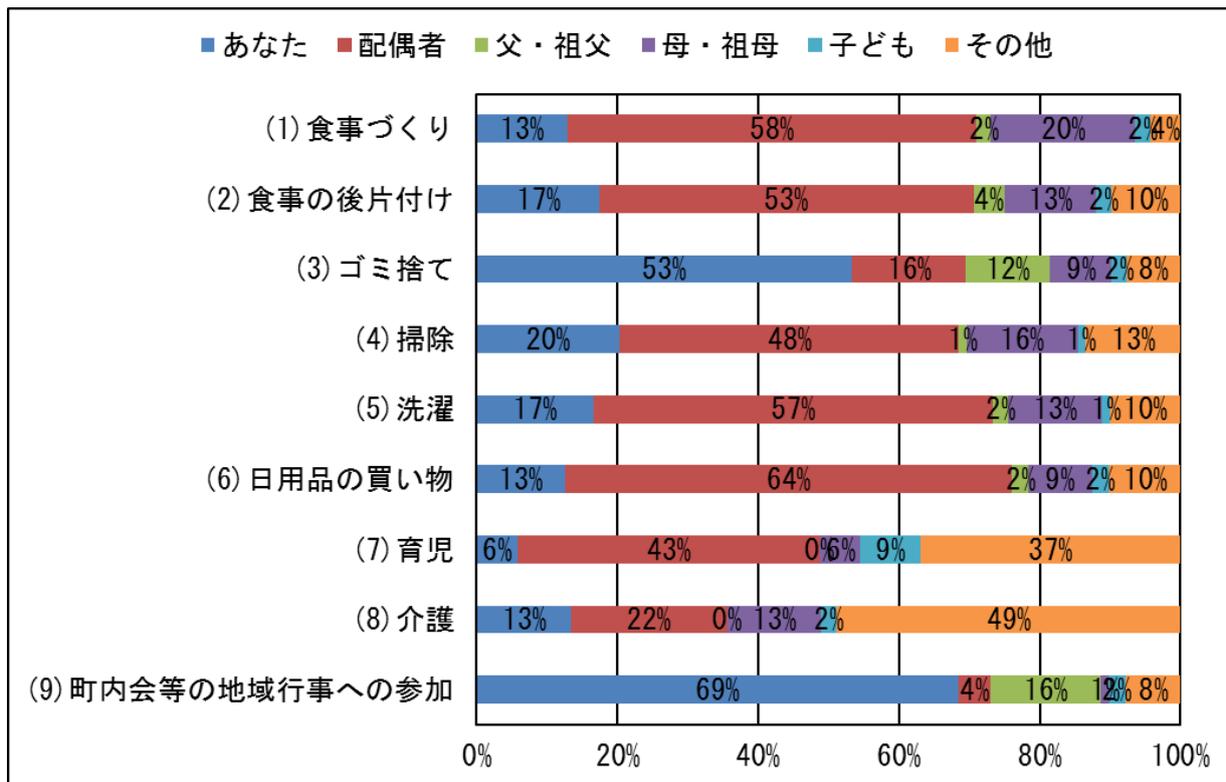
① 男女共同参画を推進する社会づくり

□ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方

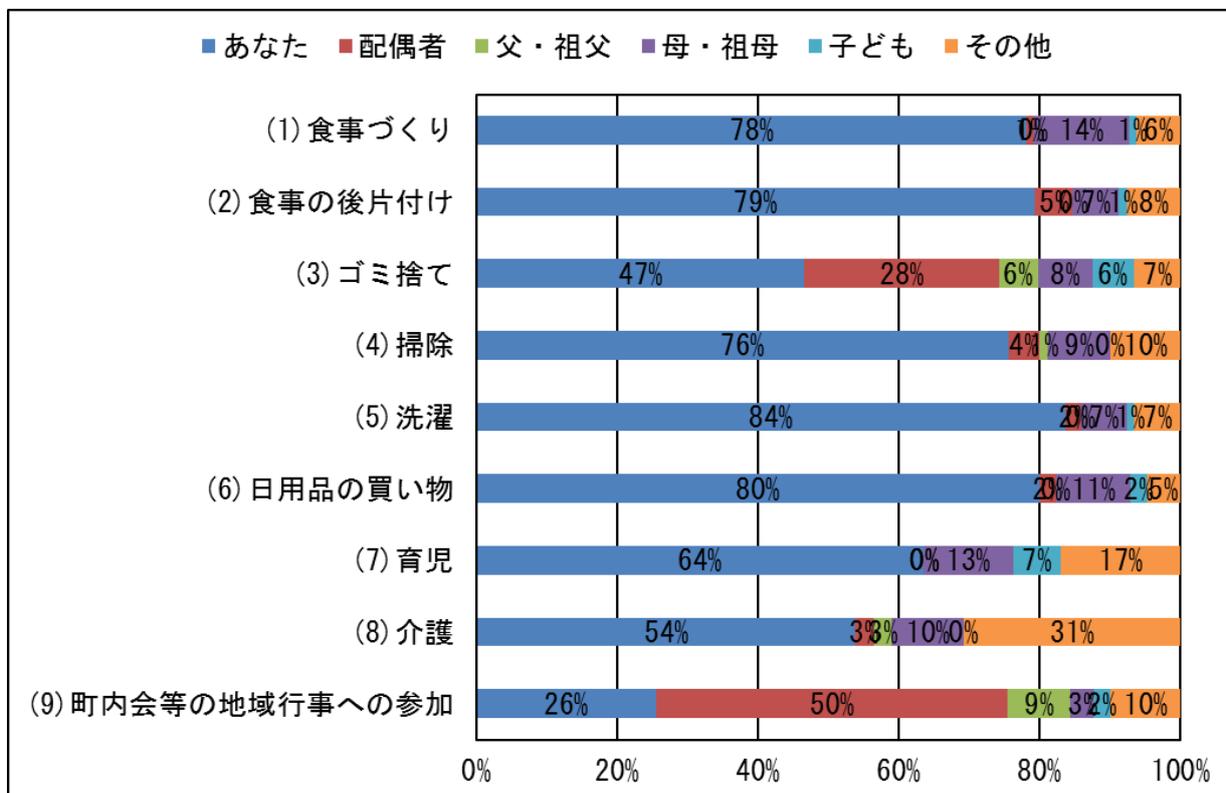


□家事などの役割分担

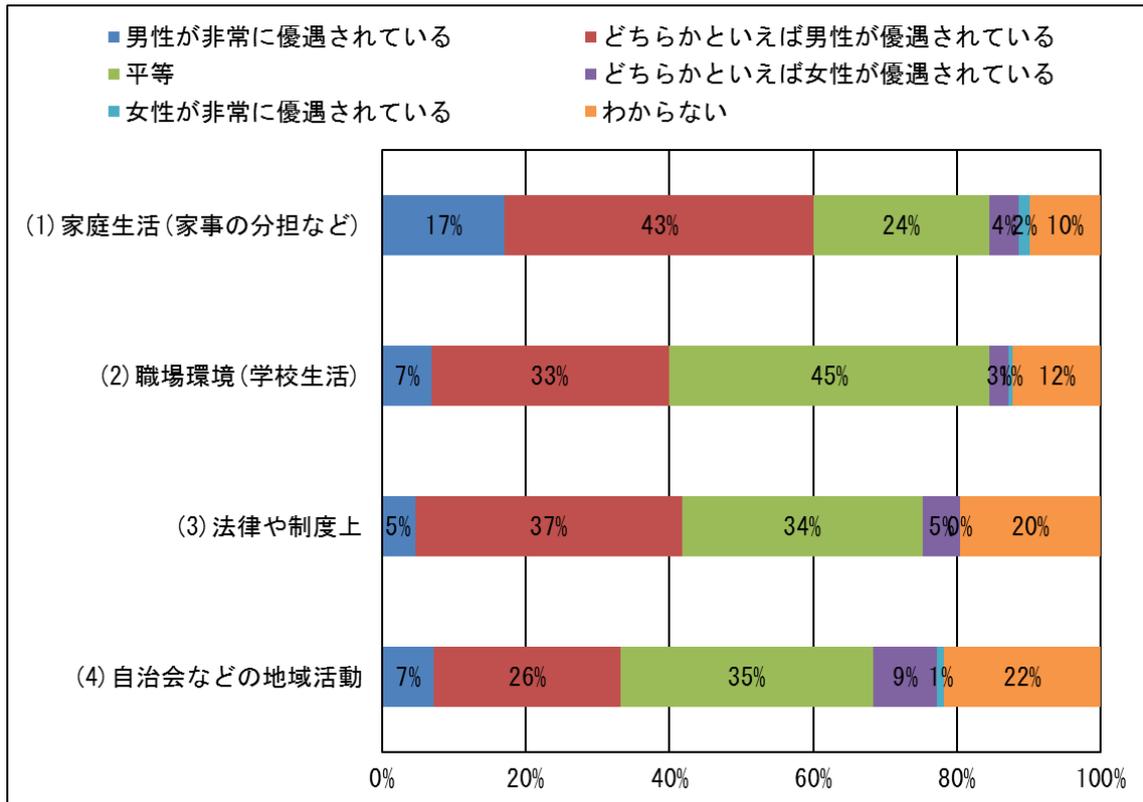
【男】



【女】

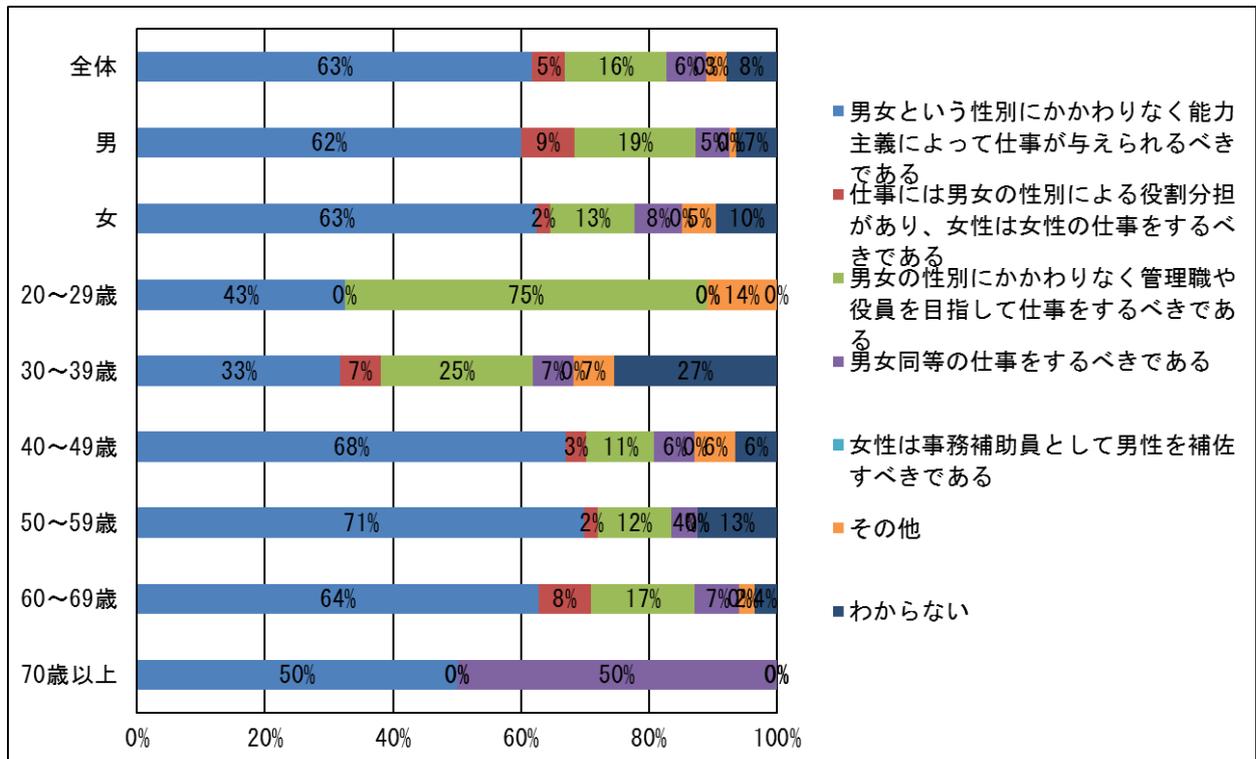


□各分野における男女の地位の状況

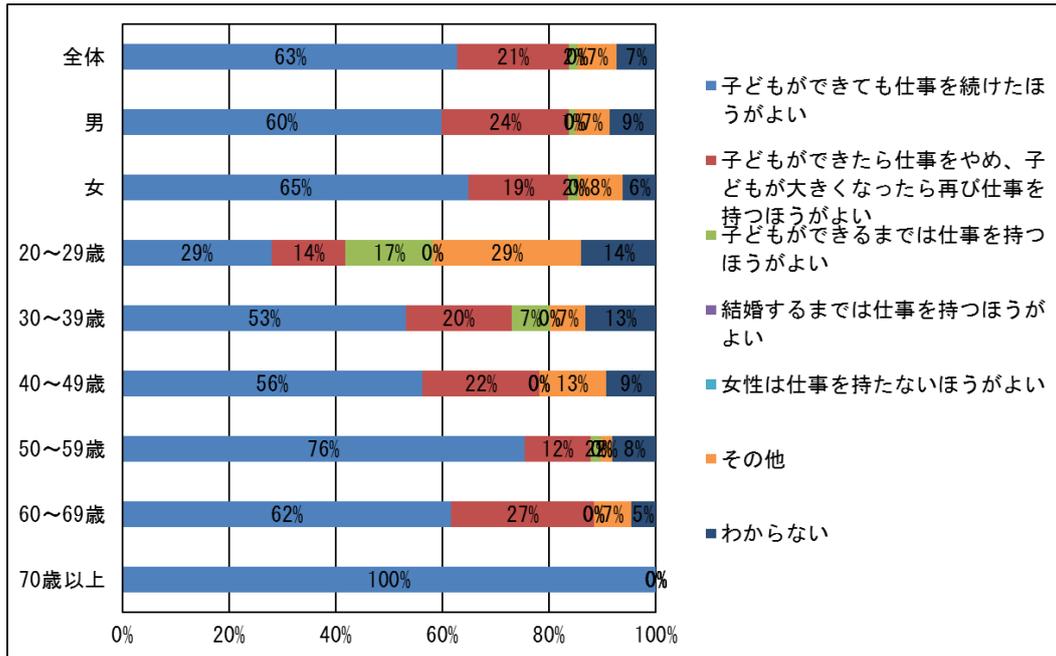


②男女がともに活躍できる環境づくり

□女性の望ましい働き方について

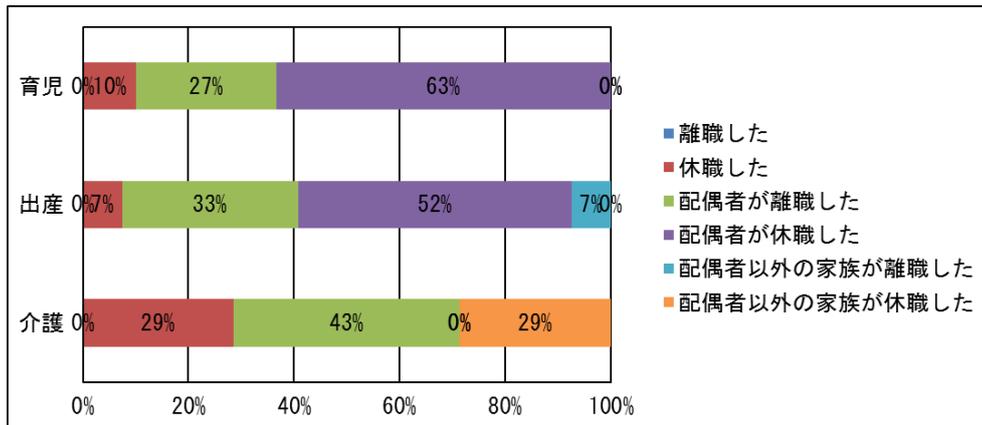


□女性の妊娠後の働き方について

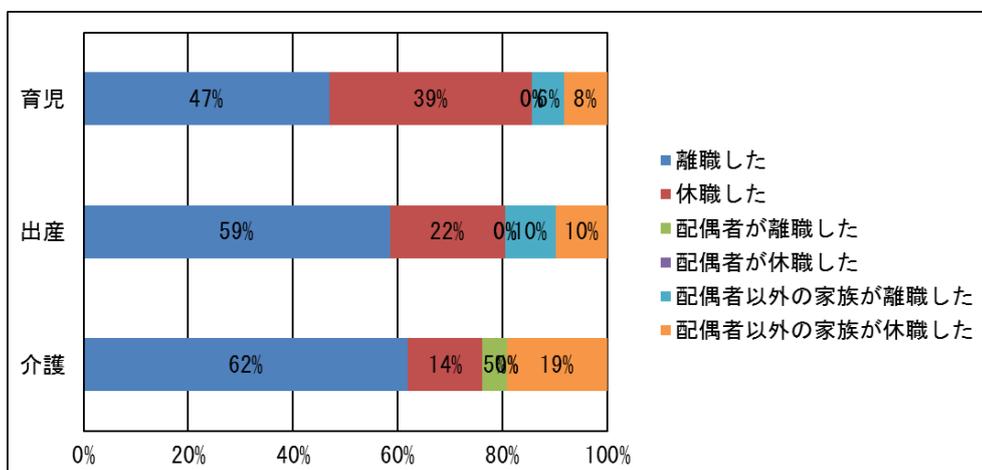


□出産・育児・介護を理由とした離職や休職について（経験があると答えた方）

【男】

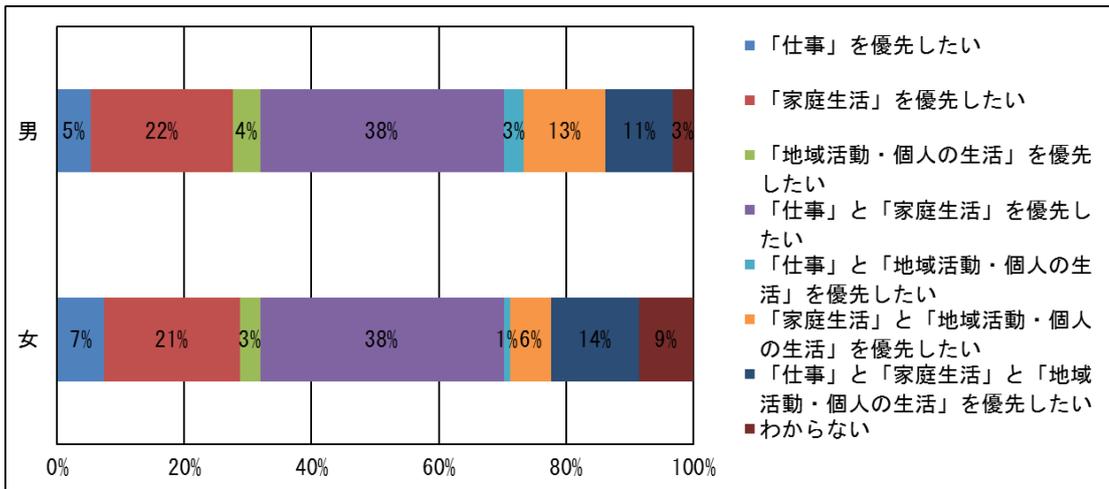


【女】

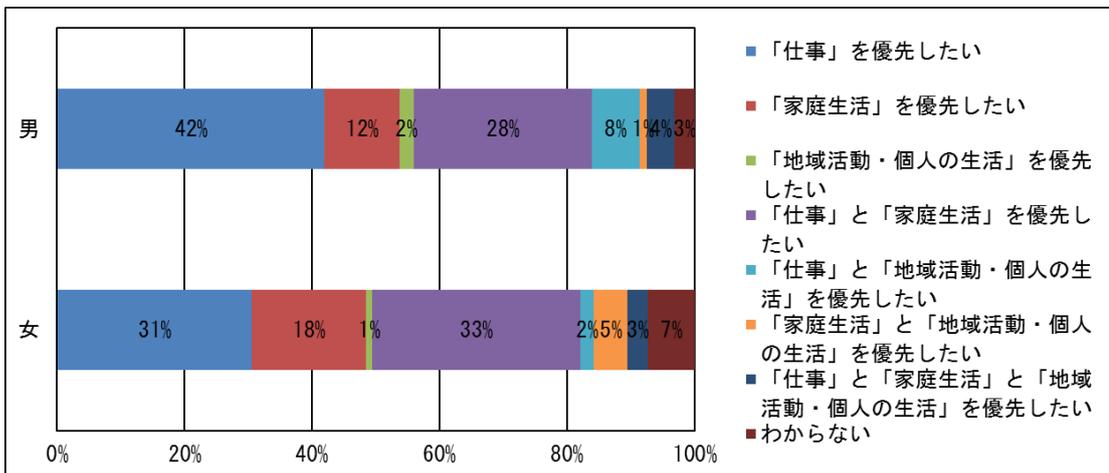


□日常生活の優先度について

【希望に近いもの】



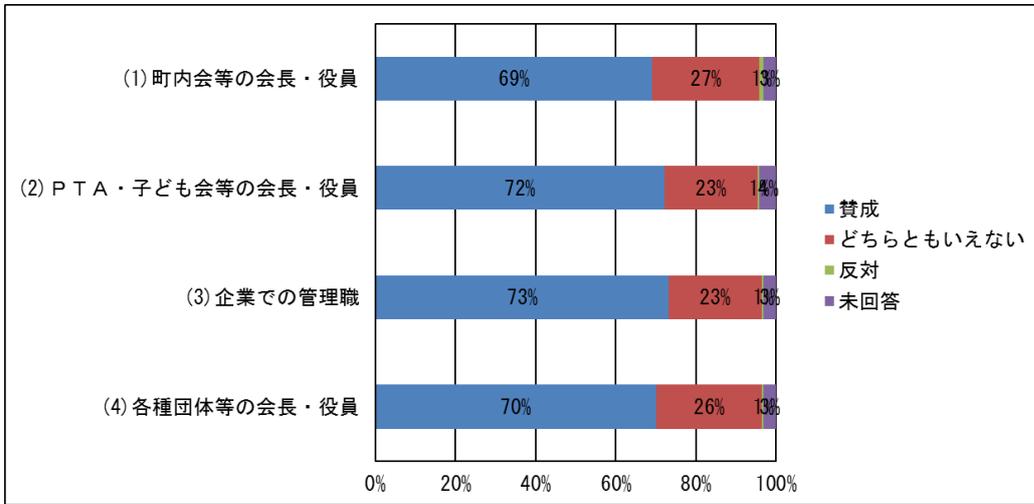
【現状に近いもの】



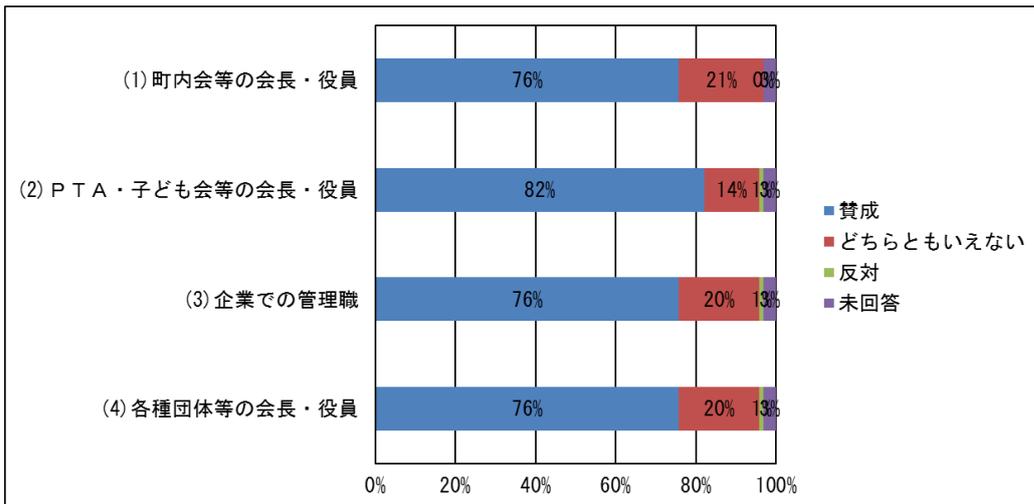
③いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

□女性が役職に就くことについて

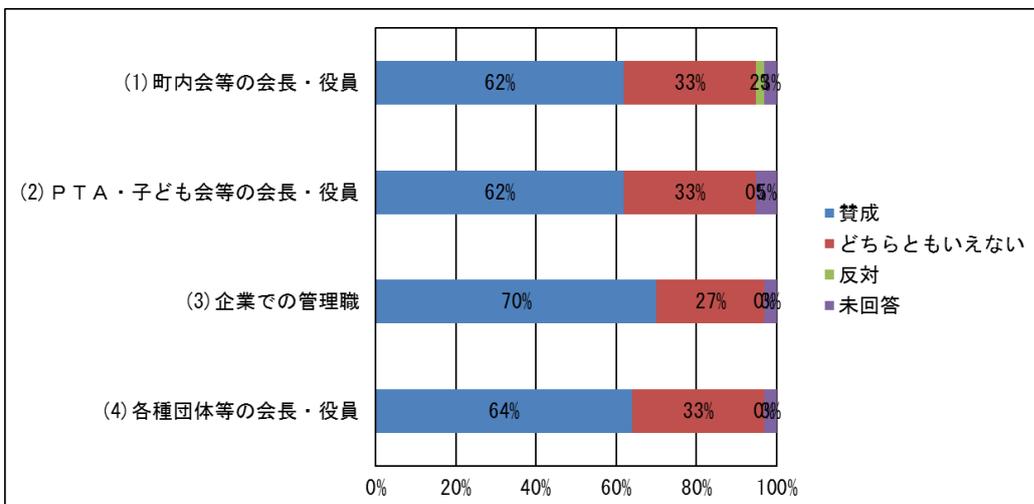
【全体】



【男】

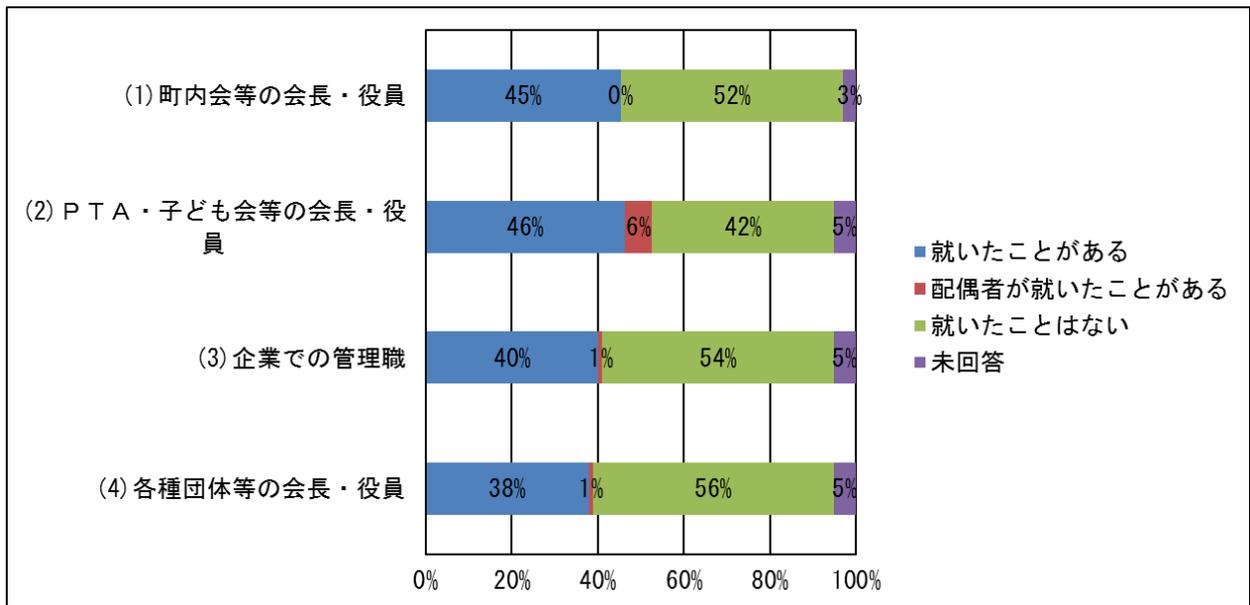


【女】

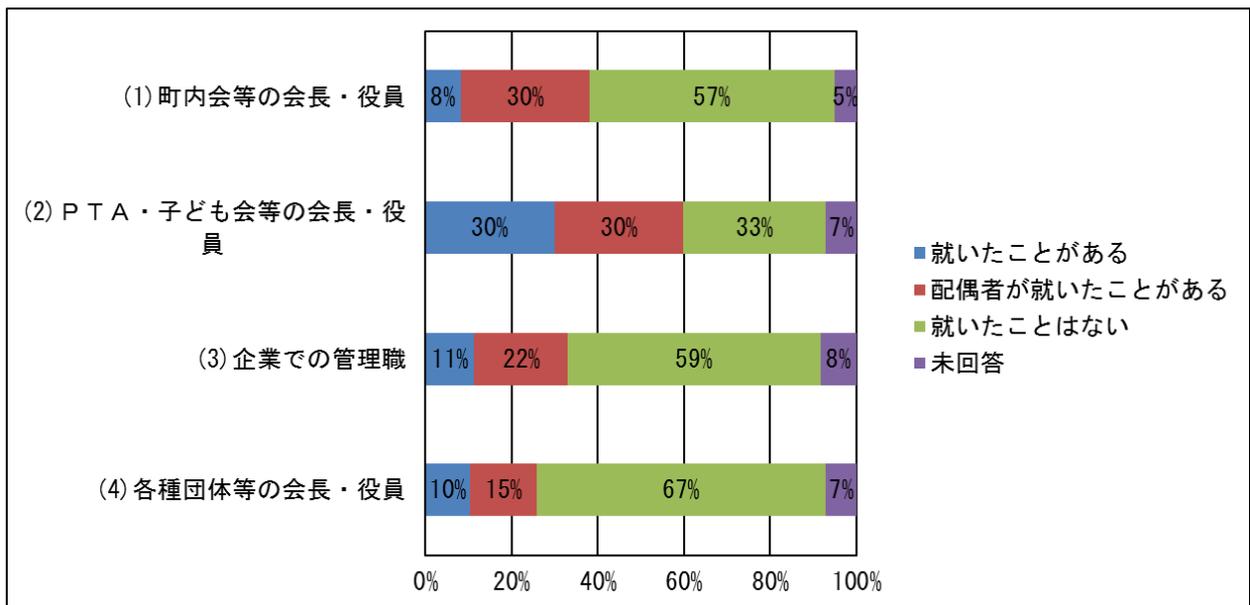


□今まで役職等に就いたことがあるか

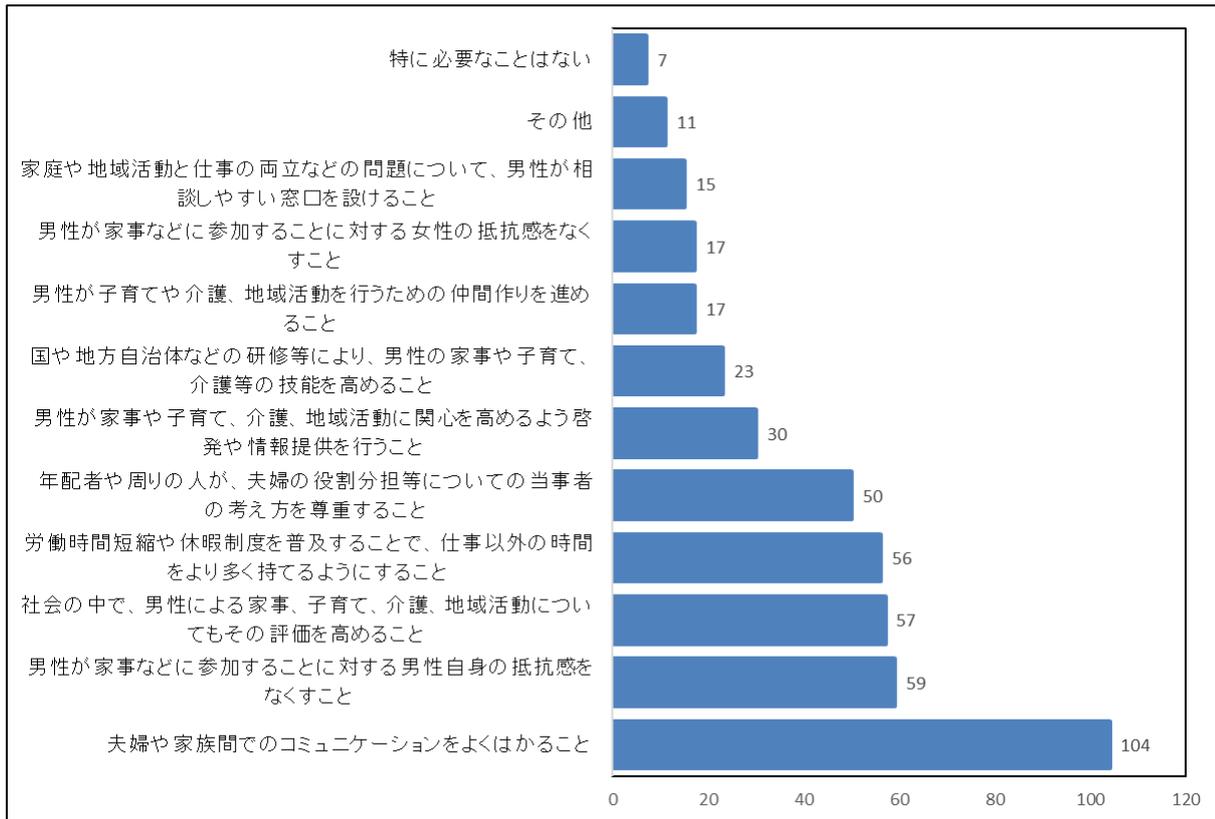
【男】



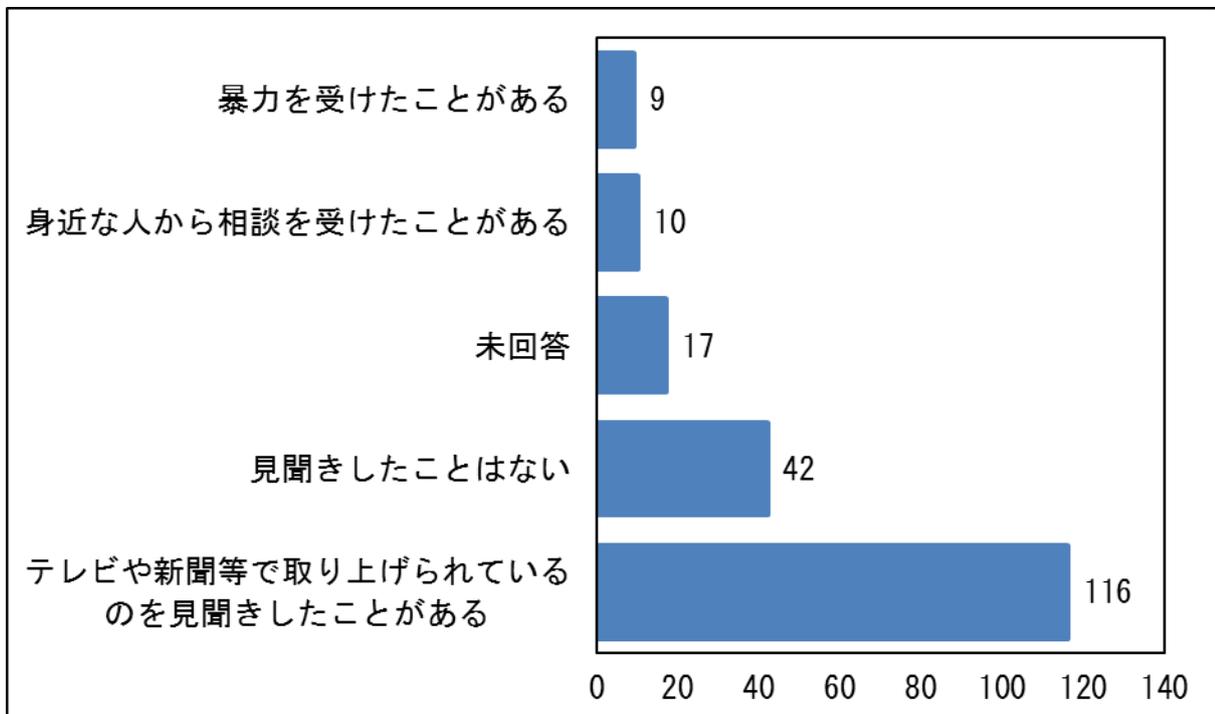
【女】



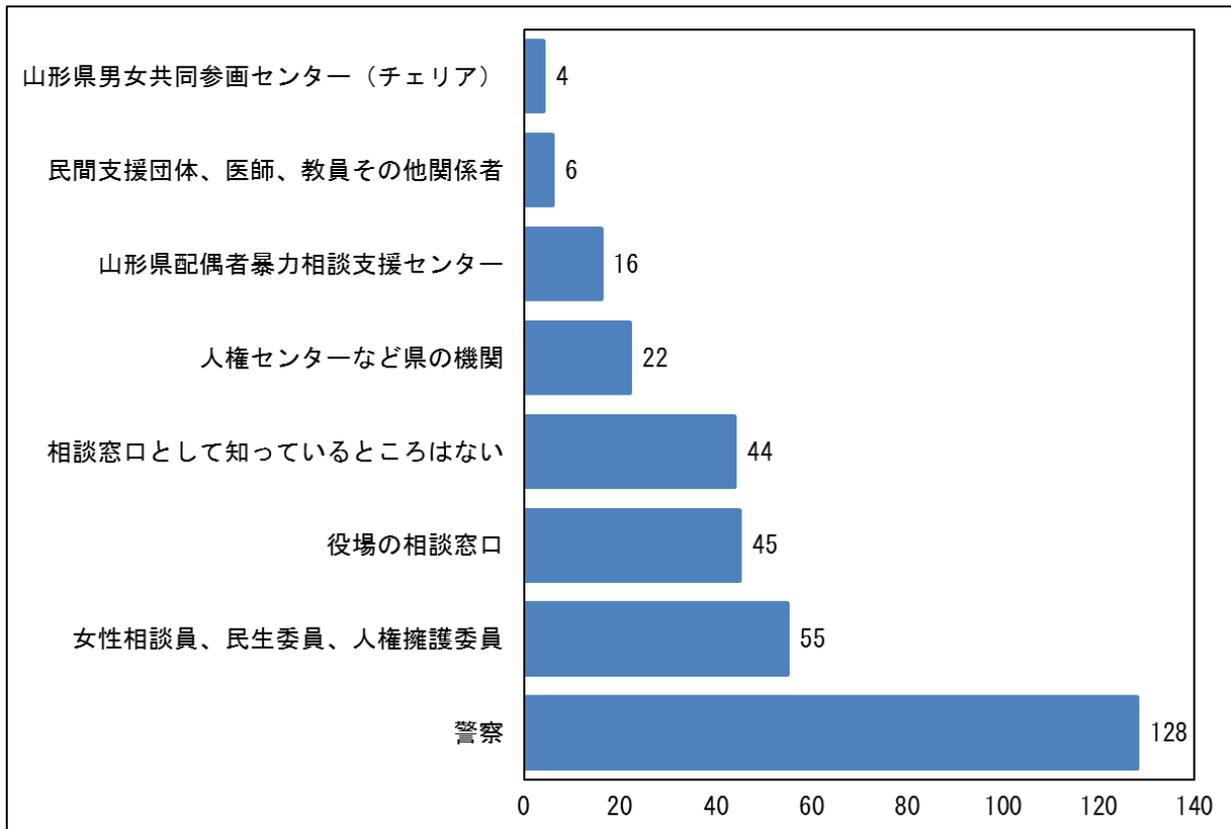
□今後男性が家事、子育て、介護、地域活動などに参加するためにはどうしたらよいか



□ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験や、見聞きしたことがあるか



□ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたときに相談できる機関をしっているか



□男女共同参画社会を実現するために必要と思われるもの

